



# 境界問題で困ったときは！



## 境界問題無料相談

和歌山地方法務局において、  
境界問題の無料相談を開催しています。



**開催日時： 毎月の第3火曜日(午後1時～午後4時)**

※完全予約制となっています。

ご予約は、和歌山地方法務局地図整備・筆界特定室まで

## 調査士会ADR



## 土地家屋調査士会

境界問題全般について、土地家屋調査士及び弁護士が、  
相談・解決手続を行います。



- 当事者間の話し合い等について、専門家が柔軟に解決のお手伝いをします。
- 当事者間で合意が成立した場合は、和解契約書を作成します。
- 手続費用等が必要です(代理申立ての場合、代理人の費用が必要です。)
- 完了までの期間は、約6か月です(事案によっては、長くなる場合があります。)

## 筆界特定



## 法務局・地方法務局

筆界(土地が登記されたときの境界)について、  
法務局職員が、外部の専門家の意見を聞いて、  
筆界の位置を示す制度です。



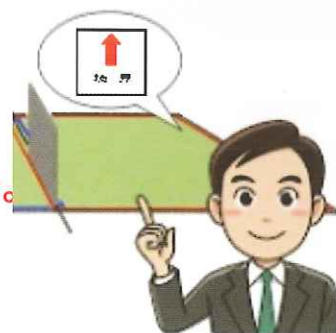
- 土地の筆界について、適正な行政の判断を得ることができます。
- 申請手数料、手続費用等が必要です(代理申請の場合、代理人の費用が必要です。)
- 完了までの期間は、約6か月です(事案によっては、長くなる場合があります。)

※上記についてのお問合せ先等は裏面をごらんください。



## 筆界特定後の境界標識の設置について

境界問題を防止するには、  
現地に永続性のある境界標識を設置して、  
境界が分かるようにすることが有効ですが、  
筆界特定においては、筆界が特定されても、  
制度上、境界標識を設置することはできません。



筆界特定後、境界標識を設置するためには、  
登記・測量等の専門的知識や技術が必要です。  
また、隣地の所有者の協力が必要ですが、  
所有者間での話し合いが困難な場合もあります。

調査士会ADRでは、筆界特定により特定された境界に、  
境界標識を設置するための手続（有料）を行っています。  
この手続は、経験豊かな土地家屋調査士と弁護士が、  
誠意を持って行います。

境界問題無料相談・

筆界特定についてのお問合せは

和歌山地方法務局地図整備・筆界特定室

電話 073(422)5165

調査士会ADR・

境界標識の設置についてのお問合せは、

土地家屋調査士会

ADR境界問題相談センターわかやま

電話 073(428)0111